

2023年8月31日

バリューマネジメント株式会社  
代表取締役 他力野 淳 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 西島 秀向  
【連絡先（事務局）】担当：北村  
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号  
椿本ビル5階502号室  
TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
ウェブサイト : [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

### ご連絡（申入れ活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が運営する結婚式場に係る契約締結過程における貴社の勧誘態様、及び契約をキャンセルした場合のキャンセル料規定について、消費者契約法上問題がないかを検討する必要があると考え、貴社に対し2021年11月2日付けで「お問合せ」を送付し、貴社から同年12月10日付けで回答を受領しました。その後、2022年4月8日付けで「再お問合せ」を送付して、同年5月10日付けで回答を受領しました。

当団体において貴社からの回答を検討した結果、「契約日から（婚礼日の）150日前まで」にキャンセルがなされた場合のキャンセル料を一律30万円と定める貴社のウエディング契約書第5項条項が消費者契約法9条1号（現9条1項1号）に抵触し、平均的損害を超える部分は無効であると判断して、「契約日から150日前まで」になされたキャンセル料の額を30万円とする条項の使用の停止と、「契約日から150日前」の期間を細分化して、適切なキャンセル料を設定するよう改訂することを2022年11月4日付けで申し入れました。

この申入れに対して、貴社から同年11月28日付けで回答を受領しました。

この回答では、「契約日から150日前」の期間とキャンセル料については、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（BIA）のモデル約款に準拠するとされ、併せて「ウエディング契約書」も改定されました。

この改定により、「契約日から 150 日前」の期間は 3 分割され、実費諸費用を除くキャンセル料は、「365 日前まで」は 3 万円、「364 日前から 180 日前」は 15 万円、「179 日前から 150 日前」は 30 万円とされました。また「ウエディング契約書」第 1 項が「婚礼申込書への署名（電子署名を含みます）及び申込金の支払いをもって契約の締結といたします。」との文言に改定されたことから、消費者契約法上の問題に係る疑義が完全に解消された訳ではありませんが、今回の申入れ活動の契機となった貴社のキャンセル料に関する消費者からの情報提供の多くを未然に防止できると判断しました。

なお、この判断に至る過程において、2023 年 5 月 8 日に貴社と当団体の検討グループとの面談での協議を持ち、ウエディング契約書の第 1 項、第 2 項（当時）の理解を深め、キャンセル料発生の有無についても確認できました。

以上の経過を踏まえ、当団体は、貴社のキャンセル料規定について貴社が改善に取り組まれたことを鑑み、2023 年 8 月をもって、貴社に対する申入れ活動を一旦終了することにしましたので、通知いたします。

なお、申入れ活動は一旦終了いたしますが、貴社におかれましては、消費者に対し契約内容及び契約解除に係る事項について丁寧な説明を行うこと、また、長時間に亘る勧誘や即日契約を迫る等、問題のある勧誘行為を行わないようお願いいたします。今後、消費者契約法等に違反すると思われる不当な勧誘や条項及び表示があると判断した場合や同様の苦情が生ずるなどした場合には、本活動を再開することもあり得ることを申し添えます。

以上